

経営規模・生産コスト等の内外比較

- 我が国と輸出国の間には、国土条件の制約などにより、国内生産者の努力だけでは埋めることのできない農業生産性の格差が存在。
- 米の生産コストは、米国と比較して4.2倍の差（2023年）。
- 我が国では、トラクタや自脱型コンバインのほか、田植機といった各工程に係る専用機を多くの生産者が保有し、自ら作業。一方、米国では、基本的にはトラクタと普通型コンバインを所有し、播種や防除、施肥作業は専門業者に委託。

○ 農業経営規模(国際比較)

[農家(農業経営体)の経営規模(他の先進国との比較)]

	日本 (2023年)	米国 (2023年)	EU (2020年)	豪州 (2022年)
平均経営面積(ha)	3.4	187.8	17.1	4202.6

出典: 日本は、「令和5年農業構造動態調査」

日本以外の国・地域は、

米国は、「Farms and land in Farms 2023 Summary」(米国農務省)

EUは、「Key figures on the European food chain 2023 edition」(欧州委員会)

豪州は、「Agricultural Commodity Statistics 2023」(豪州農業資源経済局)

注: 日本は農業経営体1経営体当たりの経営耕地面積。

豪州は、全経営耕地面積を、農家個数で除した値である。

- ・ 日本(コメ農家(農業経営体)の平均): 約2ha
- ・ 米国(カリフォルニア州のコメ農家の平均): 約147ha
- ・ 豪州(ニュー・サウス・ウェールズ州の平均): 約75ha
- ・ 中国(黒龍江省のコメ農家(国営農場所属)の平均): 10ha程度
(※300haを超える農家もある)

出典: 日本は、「2020年 農林業センサス」(農林水産省)

米国は、「2022 CENSUS OF AGRICULTURE」(米国農務省)

豪州は、「Statistical Summary (2022 Crop)」(ニュー・サウス・ウェールズ州政府)

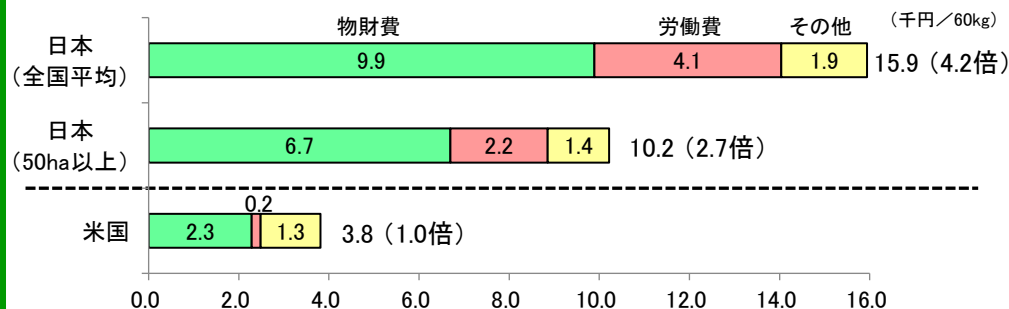
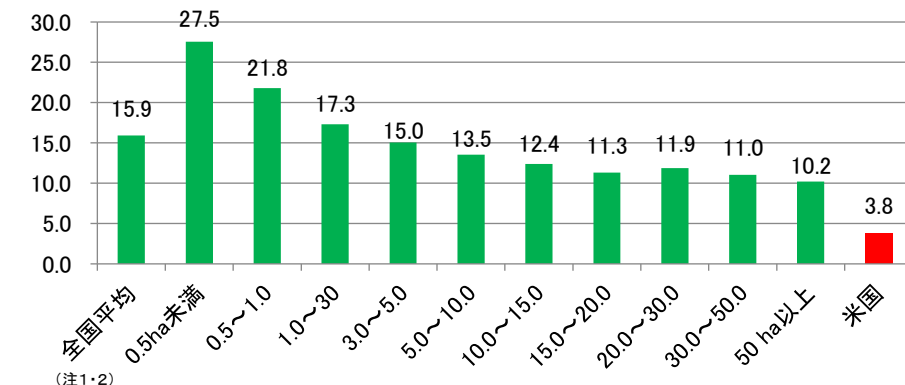
中国は、民間研究報告より

注: () 内は日本に対する倍率である。

日本の農業経営規模に比べ、EUは約5倍、米国は約55倍、豪州は約1,236倍。
コメ農家については、米国(カリフォルニア州)は約74倍。

○ 米国とのコメ生産コストの比較(2023年)

(千円/60kg)



資料: USDA「Commodity Costs and Returns」(2023)、1US\$=140.49円(国際通貨基金)

農林水産省農産物生産費統計(個別経営体)(組替集計)

注1: 生産コストは資本利子・地代全額算入生産費。

注2: 農林水産省農産物生産費統計(個別経営体)(組替集計)における集計対象のコメ農家の平均作付面積は1.8ha。

経営耕地面積50ha以上かつ10a当たり資本・利子地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。

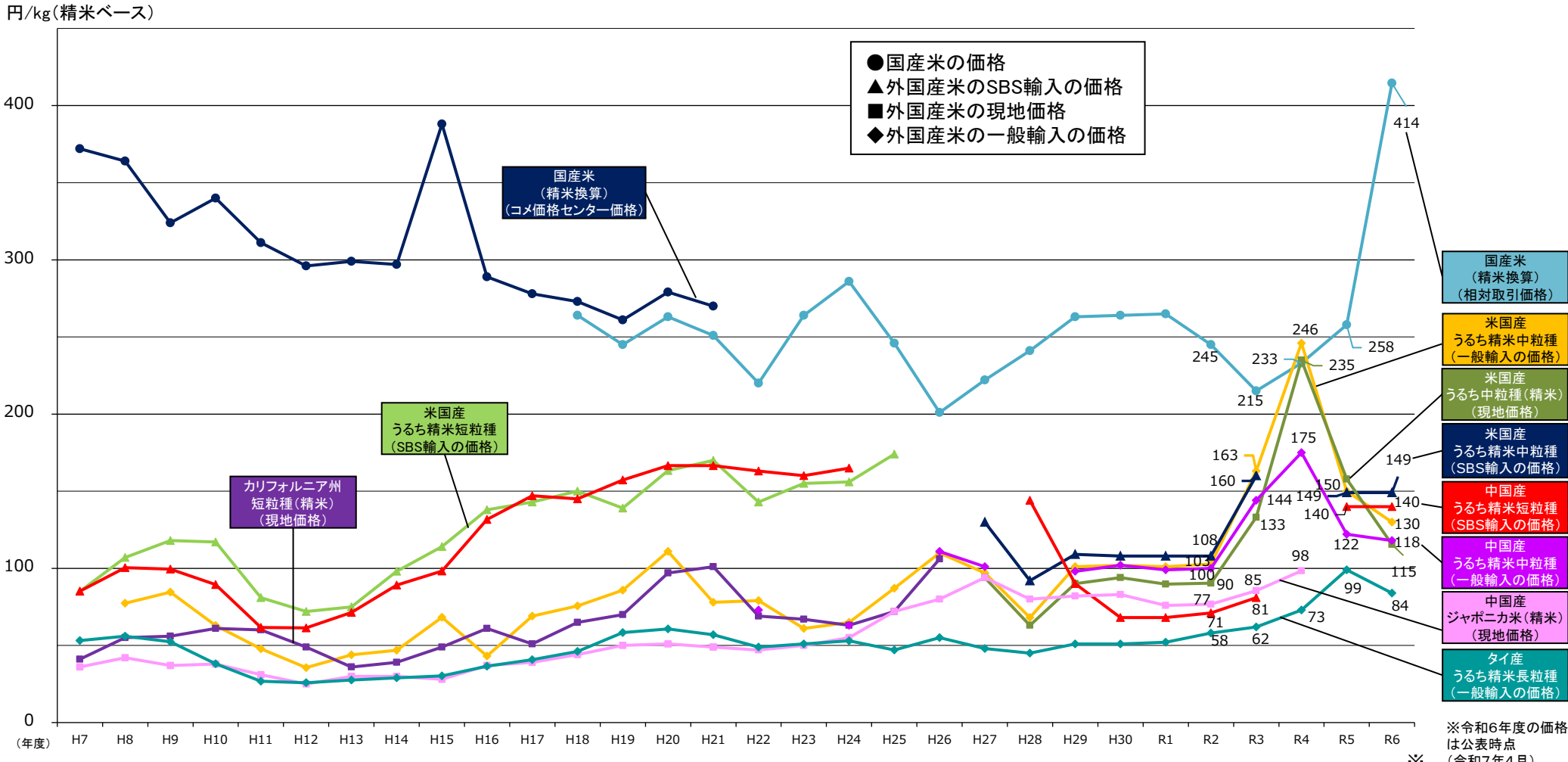
日米の水稻栽培法の主な違い

- 我が国は、0.3～0.5ha区画を中心とした水田に合う中型機械による稲作が行われているのに対して、米国の稲作は広大な農地に簡易に畦を造成した大区画（10ha区画程度）で、種もみを飛行機で直接、播種する等、栽培法が大きく異なり、効率性に大きな格差。

	日本	米国(カリフォルニアの典型的生産法)
経営規模 [1ha=10,000m²]	水稻作付面積 全国平均 1.8ha  北海道 9.5ha  1区画規模 ～1ha程度 	約320ha 〔 約1.8km×1.8km相当 東京ドーム約70個相当 〕 1区画規模 ～10ha程度 
トラクター	 20～50馬力 〔 30馬力：0.2ha/時 〕	 95～225馬力 →購入又はリース 〔 200馬力：1.2ha/時 〕
播種・育苗・移植直播	 ハウス内等で播種・育苗 → 田植機により移植 〔 4～10条植： 0.2～0.45ha/時 〕	 種もみを飛行機から 直接播種 →専門業者に外部委託
収穫	 自脱型コンバイン 〔 3～6条刈： 0.15～0.3ha/時 〕	 大型コンバイン →購入又はリース 〔 刈幅6m：1ha/時 〕

コメの内外価格差

- 米国产中粒種の現地価格は、令和4年度は干ばつの影響で歴史的に高騰したが、令和5年度以降は下落。
- 国産米と海外との価格差は大きい。



※令和6年度の価格は公表時点(令和7年4月)。詳細は各注に記載。

注1: コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格(年度ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。(全銘柄加重平均価格)

注2: 相対取引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格(年度ベース、当該年度の出回りから翌年の10月(令和6年度は出回りから令和6年3月までの価格)を精米換算したもの。(全銘柄加重平均価格)

注3: SBS輸入の価格は政府買入価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含む(加重平均価格)。平成26年度の米国产うち中粒短粒種、令和4年度の米国产うち中粒短粒種、25年度～27年度及び令和4年度の中国産うち中粒短粒種の輸入実績はない。

注4: 一般輸入の価格は政府委託契約価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含まない(加重平均価格)。平成21年度以前及び平成23、25、28年度の中国産うち中粒短粒種の輸入実績はない。

注5: カリフォルニア州短粒種(精米)の現地価格は、現地精米所出荷価格(暦年ベース)。「USDA Rice Yearbook」(米国農務省)。平成23年1～10月のデータはなし。

注6: 米国产うち中粒種(精米)の現地価格は、業界誌に掲載した月初のFOB価格(当該年度の9月～3月の平均価格(令和6年度は9月～3月の平均価格))。

注7: 中国産ジャポニカ米(精米)の現地価格は、平成21年までは現地市場における精米の卸売価格、平成22年、23年は現地市場におけるもみ米の卸買付価格を精米換算(換算率は米国農務省データによる)したもの、平成24年以降は卸売市場における精米の卸売価格(いずれも暦年ベース)。

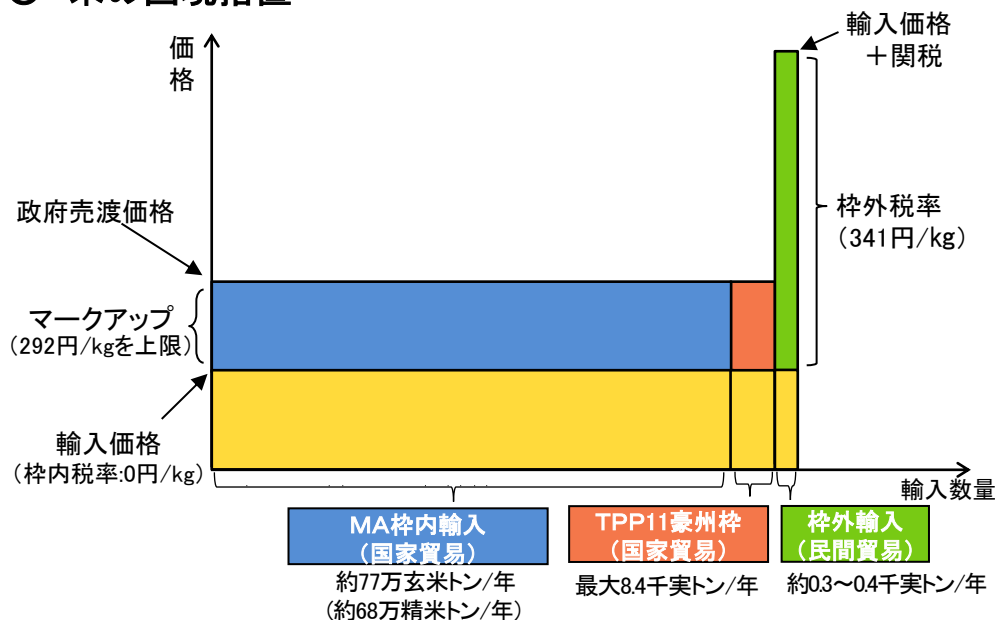
「中国農村振興発展報告」(中華人民共和国農業部)

注8: 為替レートは「International Financial Statistics」(IMF)。

コメの輸入制度

- ガット・ウルグアイ・ラウンド合意（WTO協定）に基づき、それまで輸入がほとんど行われていなかった米についても、最低限の輸入機会を提供することとし（ミニマム・アクセス米（MA米））、1995年度以降、ミニマム・アクセス数量（現在は77万玄米トン）について、無税の輸入枠（関税割当）を設定。
- MA米については、国産米に極力影響を与えないようにするため、国が一元的に輸入して販売（国家貿易）。
- TPP11協定においては、国家貿易制度を維持し、豪州向け国別枠（関税割当）を設定。
- MA米及びTPP11 豪州枠以外の輸入には、高水準の枠外税率を設定。

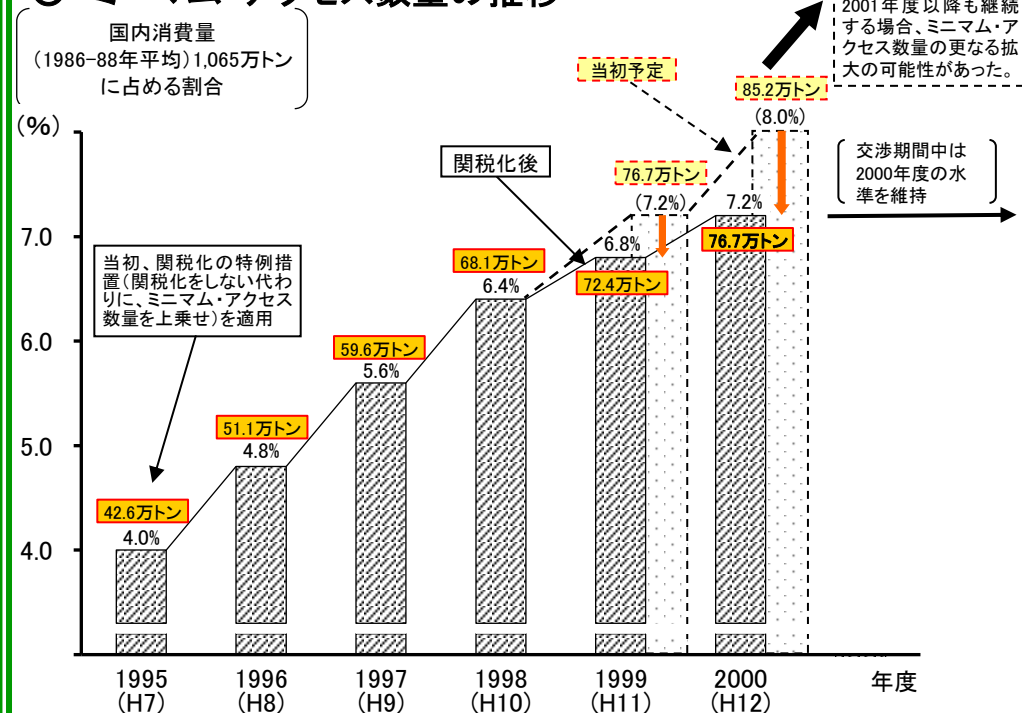
○ 米の国境措置



(注)

- 国を通さない輸入(民間の輸入)については、
 - ・ 1998年度までは輸入許可制
 - ・ 1999年度に関税化(関税を払えば誰でも輸入できる)
- TPP11協定を除く経済連携協定においては、米について、関税削減・撤廃から除外されている。
- TPP11豪州枠の数量は、2018年度は2千実トン(12~3月分のみ)、2019~2020年度は6千実トン、それ以降は毎年240実トンずつ増加し、2030年度以降は8.4千実トン。

○ ミニマム・アクセス数量の推移 (数量:玄米ベース)



- 当初、関税化を行わない代わりに「4%→8%(5年)[毎年0.8%増加]」という上乗せされたMA数量を設定。
- 1999年に関税化したことに伴い、毎年の増加率は0.4%に半減し、MA米の数量(2000年度時点)は当初予定されていた85.2万トンから76.7万トンに縮減。
- MA米以外の輸入には、高水準(341円/kg)の枠外税率を設定。

- MA米を受け入れた際、政府として「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定。
- ミニマム・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解 (細川内閣)

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う 農業施策に関する基本方針(抜粋)

平成5年12月17日
閣 議 了 解

(別紙)

対策項目

1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

○ MA輸入に関する政府統一見解

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の 法的性格に関する政府統一見解

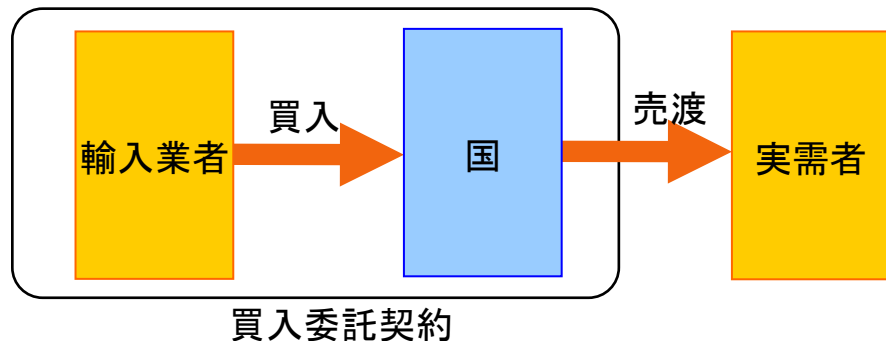
- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実に入力される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

(平成6年5月27日に衆議院予算委員会で公表。当時の内閣は羽田内閣)

国家貿易によるコメの輸入の仕組み

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部（77万玄米トンのうち最大10万実トン）及びTPP11豪州枠について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者の実質的な直接取引を認めている（SBS輸入）。

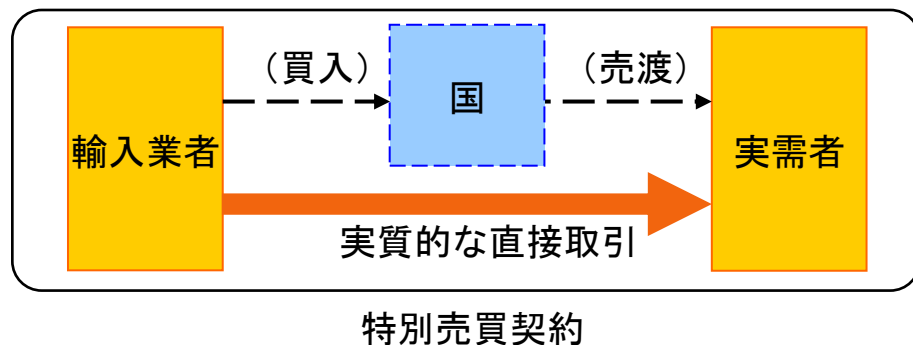
【一般輸入】(MA米のうち、77万玄米トンーSBS輸入数量)



- ① 輸入業者が国の入札に参加。
- ② 国と輸入業者(落札業者)が買入委託契約を締結。
- ③ 国が輸入業者から買い入れ。
- ④ その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡し。

➡ 価格の面で国産米では十分対応し難い加工用、飼料用等の非主食用に販売。

【SBS(Simultaneous Buy and Sell: 売買同時契約)輸入】(MA米のうち最大10万実トン、TPP11豪州枠)



- ① 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加。
- ② 国の売渡価格と買入価格の差(マークアップ)が大きいものから落札。
- ③ 国と輸入業者・実需者(落札ペア)の3者間で特別売買契約を締結。
- ④ 国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に実施。

➡ 主に主食用に販売。

MA米の輸入状況

- MA米の主な輸入先国は、米国、タイ、豪州、中国など。
- 国別の輸入数量は、国内における加工用の実需者のニーズ、輸出国の生産量及び作付品種の状況、輸出余力等を勘案しながら行う入札の結果として決定される。

○ MA米の輸入数量(輸入先国別及び輸入方式別)

(単位:千玄米トン)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
米国	194	233	290	313	339	356	364	361	355	361	362	358	358	430	358
タイ	107	144	151	152	159	168	146	153	153	185	186	179	243	261	332
中国	32	40	46	78	86	99	136	112	110	98	84	76	82	72	71
オーストラリア	87	87	95	109	115	120	110	96	90	20	19	52	-	-	-
その他	5	6	13	29	24	24	11	44	51	103	116	102	13	6	5
合計	426	511	596	681	724	767	767	767	759	767	767	767	696	769	767
(うち一般輸入)	415	488	537	551	591	632	655	710	647	661	655	654	585	658	655
(うちSBS輸入)※	11	22	55	120	120	120	100	50	100	94	100	100	100	100	100

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
米国	356	358	362	359	359	359	376	365	359	360	360	345	236	348	346
タイ	345	241	281	351	332	344	375	264	316	306	322	314	398	333	286
中国	19	56	46	1	55	56	3	56	69	83	70	69	81	28	42
オーストラリア	40	71	64	41	14	1	7	74	14	0	-	27	40	41	70
その他	6	40	13	15	6	6	7	8	8	17	15	12	11	16	24
合計	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767
(うち一般輸入)	725	658	656	700	754	734	685	655	701	681	699	743	751	693	649
(うちSBS輸入)※	37	100	100	61	12	29	73	100	59	77	60	21	14	66	100

※SBS輸入数量の単位は千実トン。

注1:各年度の輸入契約数量の推移。

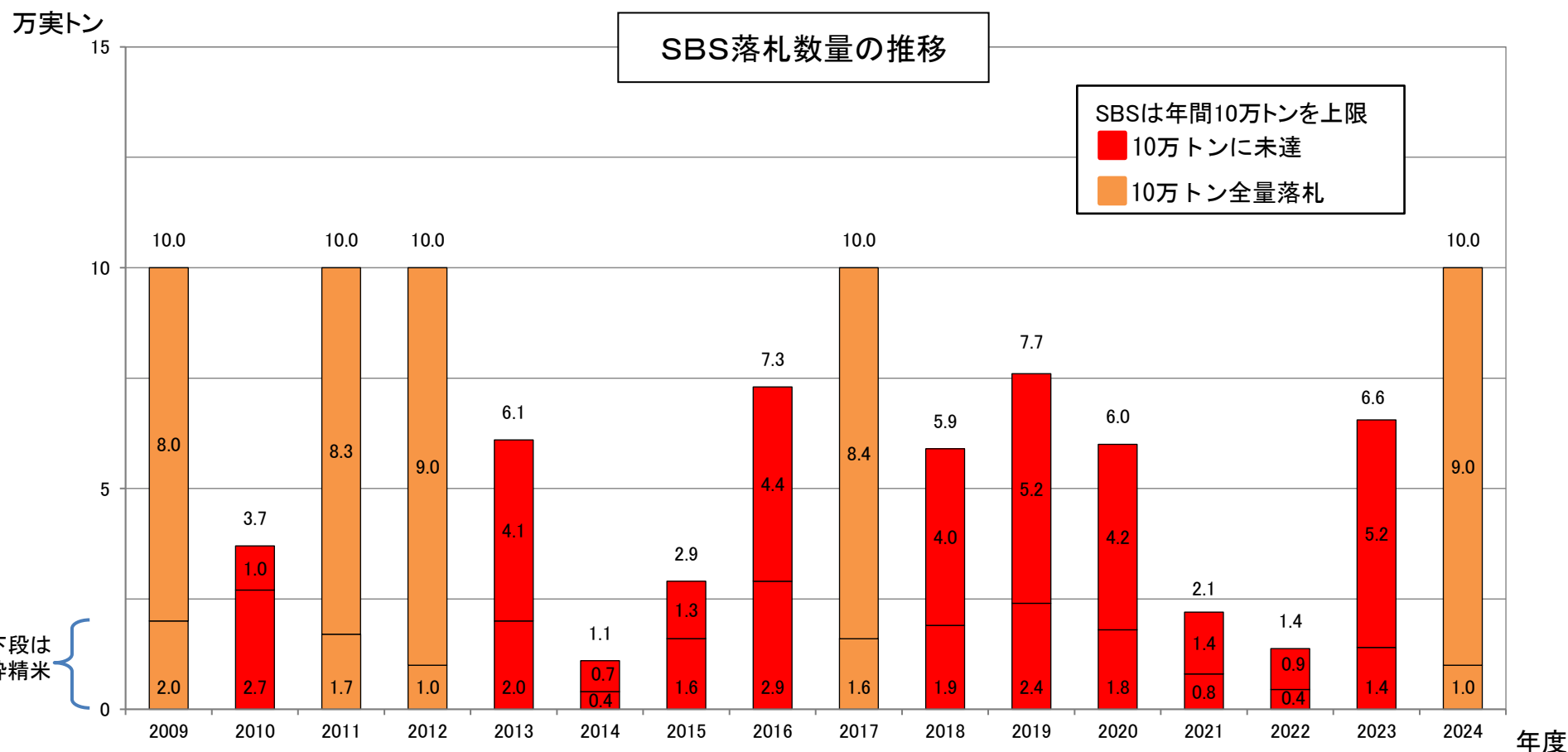
注2:千実トンと千玄米トンのため合計は一致しない場合がある。

注3:ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(参考)枠外税率を支払って輸入されるコメの数量は、例年0.3～0.4千トン程度

SBS米の輸入状況

- SBS米は、年間10万トンを上限に輸入され、主に主食用に流通。毎年度、国産米を政府備蓄用に10万トン以上買い入れることにより、国産米の需給に影響を与えないよう措置。
- 国産米の需給が緩和すると、SBS米の需要が弱まり、国産米の需給が引き締まると、SBS米の需要が強まる傾向。



令和6年度のS B S米の輸入入札状況（ガット・ウルグアイラウンド農業合意によるMA米数量分（10万トン））

（単位：実トン）

	全体			丸米			砕米		
入札回数	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第1回 （6年9月6日）	25,000	75,732	25,000	22,500	70,172	22,500	2,500	5,560	2,500
第2回 （6年10月18日）	25,000	74,026	25,000	22,500	67,426	22,500	2,500	6,600	2,500
第3回 （6年11月22日）	25,000	77,094	25,000	22,500	70,248	22,500	2,500	6,846	2,500
第4回 （6年12月20日）	25,000	64,380	25,000	22,500	58,612	22,500	2,500	5,768	2,500
合計			100,000			90,000			10,000

民間貿易による輸入状況（枠外輸入）

- 国家貿易以外のコメの輸入（枠外輸入）には、高水準の枠外関税（341円/kg）を設定。毎年、インド産やタイ産の長粒種など、300～400トン程度が輸入。
- 令和6年度は、SBS輸入の年間上限10万トン全量が落札され、SBS輸入で落札できなかった事業者等が、枠外関税を支払って主食用米を輸入する動きが出ている（2月末時点で1,497トン）。ただし、主食用米の国内需要約700万トンと比べると、ごくわずか。

枠外輸入数量の推移

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 （2月末時点）	（参考） R5/6年 主食用米 需要量
250トン	426トン	385トン	343トン	368トン	1,497トン	705万トン

注1：枠外関税を支払って、民間貿易により輸入されたコメの数量
注2：枠外輸入数量は実トン、主食用米需要量は玄米トン
注3：2024年度（2月末時点）は暫定値

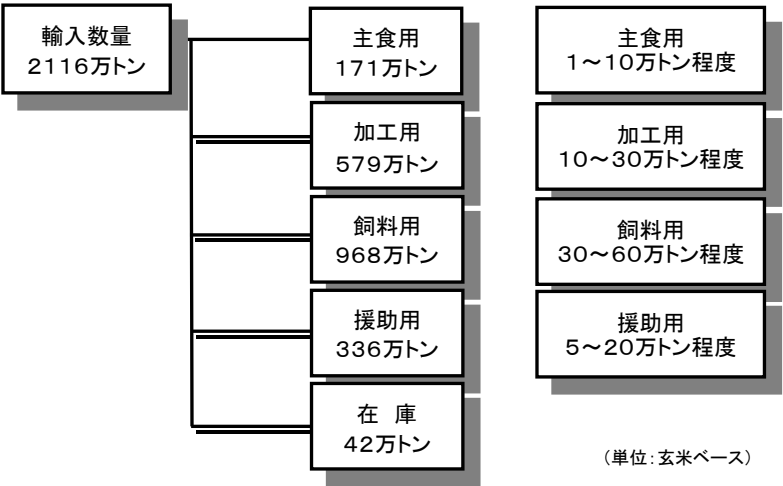
MA米の販売状況

- 国家貿易によって輸入したMA米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途（主として加工食品の原料用）を中心に販売。
- 一方で、MA米に対する加工用等の需要は限られるため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

○ MA米の販売状況(令和6年10月末現在)【速報値】

平成7年4月～令和6年10月末の合計

単年度の平均的販売数量



注1:「輸入数量」は、令和6年10月末時点の政府買入実績。
注2:「主食用」は、主に中食・外食向け米。
(※なお、MA米輸入開始以降、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米を、援助用(16.7万トン)、飼料用等(29.5万トン)に活用。)
注3:「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。
注4:「在庫」は、令和6年10月末時点の数量。
注5:在庫4.2万トンには、飼料用備蓄3.5万トンが含まれる。
注6:上記販売用途の他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した1.6万トンがある。
注7:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の販売状況(年度別)【速報値】

(単位: 万玄米トン)

販売先	平成8R	平成9R	平成10R	平成11R	平成12R	平成13R	平成14R	平成15R	平成16R	平成17R	平成18R	平成19R	平成20R	平成21R	平成22R	平成23R	平成24R	平成25R	平成26R	平成27R	平成28R	平成29R	平成30R	令和元R	令和2R	令和3R	令和4R	令和5R	令和6R	合計
主食用	—	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	8	8	1	8	10	4	1	1	5	9	4	5	5	1	1	5	171
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	21	21	15	15	19	16	10	12	19	18	17	14	10	10	9	16	579
飼料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	58	66	25	42	38	45	33	44	65	70	63	39	50	53	61	68	71	62	968
援助用	—	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	20	14	9	19	10	4	6	4	2	5	5	2	3	2	1	0	336
在庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	95	88	96	78	80	83	71	64	54	60	60	62	60	55	49	42	—

注1:RY(米穀年度)とは前年11月から当年10月までの1年間である
(例えば令和6RYであれば、令和5年11月から令和6年10月まで)。
注2:この他、平成8RYから令和6RYまでの間に食用不適品として計4万トン进行处理、バイオエタノール用として計1.6万トン販売している。
注3:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の食糧援助への活用にあたっての留意点

- ・ 途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- ・ 財政負担が必要
- ・ 国際ルールとの整合性に留意:
 - ① 援助先へのコメ輸出国は、援助先への輸出減を懸念
→ 援助するときは、国際機関等に連絡・協議する必要
 - ② MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出
→ 輸入品と国産品を同じように扱う必要

○ MA米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。

○ MA米の売買差損・保管料等

MA米の飼料用販売

11万円 / トンの輸入米
3万円 / トンで飼料用に販売

差引き8万円/トンの財政負担

50万トン飼料用として売却すれば
400億円

MA米の援助への活用

11万円 / トンの輸入米に
2万円 / トンの輸送費を負担して援助

合わせて13万円/トンの財政負担

5万トン援助すれば
65億円

MA米の在庫

1年間で、1万円 / トン の保管料

50万トンを1年間に在庫すれば
50億円

○ MA米等の損益全体

(単位: 億円)

	H7年度 (1995)	H8年度 (1996)	H9年度 (1997)	H10年度 (1998)	H11年度 (1999)	H12年度 (2000)	H13年度 (2001)	H14年度 (2002)	H15年度 (2003)	H16年度 (2004)	H17年度 (2005)	H18年度 (2006)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H21年度 (2010)
売買損益①	▲43	114	148	150	215	204	225	116	13	▲202	▲22	16	49	▲25	▲135
売上原価	▲97	▲216	▲230	▲373	▲347	▲298	▲247	▲221	▲492	▲632	▲439	▲546	▲597	▲595	▲779
買入額	▲314	▲365	▲400	▲439	▲346	▲321	▲289	▲349	▲467	▲362	▲523	▲493	▲577	▲646	▲708
売却額	54	330	378	523	562	502	472	337	505	430	417	562	646	570	644
管理経費②	▲26	▲116	▲152	▲152	▲153	▲173	▲186	▲185	▲172	▲182	▲185	▲240	▲265	▲179	▲203
保管料	▲6	▲39	▲60	▲59	▲66	▲75	▲87	▲103	▲124	▲147	▲170	▲184	▲133	▲92	▲113
損益合計 (①+②)	▲69	▲2	▲4	▲2	62	31	39	▲69	▲159	▲384	▲207	▲224	▲216	▲204	▲338

注5

	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
売買損益①	▲228	▲224	36	▲28	▲295	▲375	▲234	▲67	▲235	▲287	▲270	▲379	▲594	▲586
売上原価	▲611	▲649	▲501	▲485	▲629	▲697	▲592	▲554	▲611	▲669	▲635	▲783	▲976	▲1,094
買入額	▲506	▲630	▲518	▲498	▲629	▲663	▲579	▲605	▲599	▲656	▲618	▲780	▲1,003	▲1,084
売却額	383	425	537	457	334	322	358	487	376	382	366	404	382	508
管理経費②	▲152	▲138	▲121	▲122	▲117	▲130	▲117	▲95	▲76	▲81	▲97	▲98	▲80	▲98
保管料	▲92	▲92	▲82	▲86	▲89	▲86	▲72	▲61	▲56	▲65	▲78	▲76	▲67	▲66
損益合計 (①+②)	▲380	▲362	▲85	▲150	▲412	▲505	▲351	▲163	▲311	▲368	▲367	▲477	▲674	▲684

注1: 数値はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
注2: 「売上原価」は、「期首在庫棚卸高+買入額-期末在庫棚卸高」により算出。
注3: 「売買損益」は、売却額から売上原価を差し引いたもの。
注4: 「管理経費」は、保管料、運搬費等。
注5: 平成11～13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れた。
注6: MA米の援助輸出に係るODA負担分は含まない。
注7: 令和元年度以降については、TPP11 豪州枠に係る損益を含む。

注: 令和元～令和5年度のデータ等を基に試算。

- MA米の運用に際しては、WTO協定による様々なルールに留意する必要。
- 一方、輸出国からは、MA制度の透明性や日本の消費者への十分なアクセスを求める等の意見。

○ 主なWTO協定のルール

- ・ **ガット第2条(譲許表)**
加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。
- ・ **ガット第3条(内国民待遇)**
輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。
- ・ **ガット第17条(国家貿易企業)**
国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。
- ・ **農業協定第4条(市場アクセス)**
原則として通常に関税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

○ 我が国のコメ輸入制度に対する輸出国側の意見

米国 (「外国貿易障壁報告」 (2025年3月公表)等)	中国 (「国別貿易投資環境報告」 (2014年4月公表))
○ MA米の輸入 一般輸入米は政府在庫となった上で、<u>もっぱら加工用・飼料用・援助用に使用。日本の消費者への十分なアクセスを阻んでいる。</u> なお、<u>SBS入札のもとでは、市場に基づかない価格のマークアップを課している。</u> ○ 米国政府の対応方針 日本によるWTO上の<u>コメ輸入に関する約束の観点から日本の輸入を注視。</u> ○ 枠外関税 輸入禁止的な高い水準の税率により、<u>枠外輸入はほぼ商業的に不可能。</u>	○ MA米の輸入 品種等についての制約を受けるため、<u>中国産米の対日輸出が困難。</u> ○ 中国政府の対応方針 日本が<u>MA制度の透明性を向上させることを期待。</u> ○ 枠外関税 法外な枠外関税は輸入米の競争力を大幅に弱めており、<u>枠外輸入数量を極めて少なくしている。</u>

ODAを活用したコメの食糧援助の現状

- コメの食糧援助については、被援助国等からの要請に対して、国際ルールとの整合性や財政負担に留意しつつ、ODAを活用したスキームにより実施。
- 一定期間備蓄後の政府備蓄米やMA米を活用し、近年4～6万トンの援助を実施。

I. 食糧援助で留意すべき国際ルールの例

○食糧援助規約（食糧援助に関する国際的な枠組み）

- ・締約国は、（中略）次の原則を尊重すべき。（中略）食糧援助が最も弱い人々の食糧上又は栄養上のニーズに対処する最も効果的かつ適当な手段である場合にのみ食糧援助を供与する（第2条）。
- ・締約国は、この規約による食糧援助に係る全ての取引を、生産及び商業的な国際貿易の通常の態様に有害な影響を及ぼすことを回避するように行うことを約束する（第5条8）。
- ・締約国は、食糧援助の供与が、受益国に対する農産品その他物品及び役務の商業的輸出に直接的にも間接的にも、公式にも非公式にも、明示的にも黙示的にも関連付けられていないことを確保する（第5条9）。（WTO農業協定第10条4同旨）

II. コメの食糧援助の実績

	政府備蓄米	MA米	計
令和2年度	4万トン	3万トン	6万トン
令和3年度	3万トン	1万トン	4万トン
令和4年度	3万トン	1万トン	4万トン
令和5年度	4万トン	1万トン	4万トン
令和6年度	3万トン	0.3万トン	4万トン

※売渡通知発出ベースの実績

※ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

III. ODAを活用した主な食糧援助等のスキーム

援助方式	概 要	実 績				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
食糧援助(KR) ※1	外務省が被援助国等に対して資金を無償供与し、その資金で被援助国等が我が国の政府米を購入。	6万トン	4万トン	4万トン	4万トン	3万トン
WFP通常拠出 ※2	国連世界食糧計画(WFP)が、我が国からの拠出金を基に政府米等を購入し、被援助国に無償供与。	—	—	0.03万トン	0.13万トン	0.13万トン
アプター (APTERR)※3	ASEAN+3の地域における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的として、コメの現物や現金備蓄の活用を通じて、被援助国における大規模災害等への緊急支援を実施。	0.06万トン	0.06万トン	0.06万トン	0.06万トン	0.06万トン
合計		6万トン	4万トン	4万トン	4万トン	4万トン

※1 ケネディ・ラウンド(Kennedy Round)を受けて締結された食糧援助規約に基づく食糧援助をいう。

※2 国際連合世界食糧計画(World Food Programme)が行う食糧援助(緊急援助等を含む。)をいう。

※3 ASEAN+3緊急米備蓄(ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve)をいう。

※4 ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

- 東アジア地域（ASEAN10か国、日本、中国及び韓国）における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とし、大規模災害等の緊急事態に備える枠組み（タイに国際機関として事務局を設置）。
- 2004年から2010年までパイロット・プロジェクトを実施後、2012年7月にAPTERR協定が発効。
- 我が国の政府米等を活用し、緊急事態（台風、洪水等）による被害者への支援や貧困緩和のための支援を実施。

APTERR備蓄

申告（イヤマーク）備蓄

APTERR加盟国が保有する備蓄のうち、緊急時に放出可能な数量をあらかじめ申告（イヤマーク）。緊急事態発生時にイヤマークの範囲内で備蓄を放出するプログラム。

【備蓄放出プログラム】

Tier1（ティア1）

商業ベースの事前契約による支援（有償）

Tier2（ティア2）

Tier1以外のイヤマーク備蓄支援（有償、無償、長期貸付）

○各国のイヤマーク数量

日本 25万トン

中国 30万トン

韓国 15万トン

ASEAN諸国 8.7万トン

○2018年10月、APTERR協定発効後初めてフィリピンとの間で申告（イヤマーク）備蓄実施のための覚書に署名（10,000トン）

現物備蓄（現金備蓄）

台風や洪水等の災害が想定される地域に、あらかじめコメを備蓄し、緊急時の初期対応として放出する（迅速な対応として現金備蓄による放出も活用）。備蓄期間経過後の残量は貧困緩和に活用。

【備蓄放出プログラム】

Tier3（ティア3）

現物備蓄（又は現金備蓄※1）による支援（無償）

※1 現金備蓄とは、APTERR事務局にある予算を活用して現地米等を購入し、より迅速な支援を行う仕組み。

○我が国の拠出実績※2

(1) 現物備蓄 8,371トン

事業実施国：フィリピン、ミャンマー、ラオス、カンボジア、インドネシア

(2) 現金備蓄 2,067トン

事業実施国：ミャンマー、フィリピン、カンボジア、タイ、インドネシア

※2 パイロット・プロジェクトによる支援を含む数量。

